

## 最低賃金の改正決定に関する公示

### 山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月9日

山梨労働局長 岩崎 充

第4号中「1時間1,029円」を「1時間1,089円」に改める。

#### 附 則

この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。